

第44回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年4月17日（金）13:59～14:41
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、浦野光人、
大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、
滝久雄、鶴光太郎、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
（政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、長谷川総理大臣補佐官
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
山澄参事官、柿原参事官、佐久間参事官、平野参事官、大熊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 規制レビューについて
2. 規制改革ホットラインについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 それでは、第44回規制改革会議を開会いたします。

本日は安念委員及び長谷川委員が御欠席でございます。

最初に有村大臣から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

有村大臣 皆様、こんにちは。爽やかな季節になりつつあります。

安倍内閣における成長戦略の大きな柱である規制改革に、文字どおり、大胆に取り組み、多大な御貢献をいただいていることに心から感謝を申し上げます。

いよいよ、この夏の答申に向けて、規制改革会議の各分野の議論を本格化していただく、そういう段階に入ります。エネルギーが大きければ大きいほど、また、利害関係者がこだわられる分野であるほど、メリットもありますし、また、整理しなければいけない複雑な要素もおのずから多くなるうかと思えます。

安倍総理は、今の国会を改革断行国会と位置付けられ、日本の将来を見定めて、ひるむことなく改革を進めると断言をされております。いわゆる「岩盤規制」の改革に、安倍内閣がどのように取り組み、どのような果実を見出すのか、多くの国民が注目をしています。内外のプレスも日本を応援してくれる、あるいは日本に投資してくれる投資家もここを見ているというのは、皆様、御案内のとおりでございます。

国家・国民益を堅持して、持続可能な社会の仕組みを打ち立てるために不断に改革を進めなければならないと考えます。改革、改革と多くの方が口にします。数回前の国政選挙

までは、改革、改革と言っているだけで選挙は受かると豪語していた先輩も党内外にいらっしやいました。そのくらい改革ということを多くの方が口にいたしますけれども、実際に改革を具現化できるリーダーは極めて限られています。

平成になってから四半世紀、27年になりますけれども、この27年間で実に16回の首相の交代がございました。そして、安倍総理が、現在は第3次安倍内閣ですが、17人目の首相でございます。この四半世紀の間に、17回の総理が替わったという現実、そのうちの最も長いものが小泉政権の5年半ということは、その5年半を除くと、ほぼ毎年毎年、世界で有数の経済規模、国力を持つ日本のトップリーダーが替わってきました。そういう中では、改革がどのくらいできるのか、まさに土光臨調や、あるいは郵政改革もございましたけれども、多くの方が「改革」ということを口にする割には、実際、改革を具現化できるリーダーは、本当に限られているということを痛感いたします。

その改革を完遂して、その果実を後世、国民が実感するとなると、さらに大きなエネルギーと公益性、技術進化に対する見通しなどの深い洞察、また、その改革を遂行するための緻密な戦略性や計画に裏打ちされた英知あるいは国民的共感、あるいは共感を作っていくための改革者の感性、センス、あるいは公益に対する執念、そういうものが改革成功のための必須の条件になるかと思えます。

平和で豊かな日本、安全で金の卵である成長性も守り抜いていかなければならない。そういう意味では、大切な日本の価値を守るために避けては通れない構造的な改革ができる数少ないトップリーダーの下での、この規制改革会議だと思っております。

着任をさせていただいて半年以上が過ぎましたけれども、この会議に出させていただいて、本当に先生方のロジックや、先生方の人間的魅力や、専門性に裏打ちされた御経験におのずから、本当に心からの敬意を抱き、また頭が下がります。その人間的魅力も含めて、どうやってこの改革を前に進めていくのか、応援団を増やしていくのか、どのように利害関係の調整をしていくのか。当然、政治、行政で負う部分も非常に大きいのですけれども、その感性の大きな部分を、先生方の実力に御指南を仰いで、それを国家・国民益につないで、歴史の評価に耐え得る筋の良いラインを残していかなければいけないと思っております。

そのXデーは、着々と近づきつつあると考えまして、本当に先生方の連日の御貢献に改めて、心からの感謝を申し上げ、これを目に見える形の改革につなげていきたいと思っております。大臣としての冒頭の御礼と、そして、決意の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

報道関係の皆様は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議題1の「規制レビュー」でございますが、資料1について、事務局より説明を

お願いいたします。

柿原参事官 それでは、事務局から、お手元の資料1、右肩に本日の日付がついています「規制レビューの実施状況等及び見直しの視点について(メモ)」に沿いまして御説明いたします。

「1 規制レビューの実施状況等」でございます。

規制レビューにつきましては、(1)にありますとおり、昨年6月の規制改革実施計画、これは閣議決定でございますが、大きく3点の規制を対象に、規制を所管する省庁に規制シートを作っていたとということが決められております。

が「見直し時期が到来する規制」。

が「規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制」。

が「規制改革会議における審議事項に関連する規制」ということでした。

その上で、規制シートの作成につきましては、持続的な取組となるように、シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応するということが決められておりました。

この実施計画を踏まえまして、昨年10月のこの会議の決定で、
、
、
について、さらに具体的な範囲を決めていただきました。

につきましては、見直し時期が到来する規制全てではなくて、通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者になっている、そこに、まず、1つ限定をかける。

もう一点が、平成27年度に見直し時期が到来するものに限定をかけるということで、各省にシートの作成をお願いしました。

につきましては、実施計画どおり、再検討が必要なもの全てです。

につきましては、今、御説明した、
、
の作成状況等を踏まえまして、別途検討ということで、直接のお願いはしておりません。そういった状況にありました。

次に(2)ですけれども、そういった規制シートの範囲を決めまして、規制改革会議に提出いただいている規制シートの状況ですが、前回の本会議の3月25日現在ということなのですが、
の見直し時期が到来するものにつきましては、全ての省庁で4件、
の規制改革ホットラインの再検討関係が31件。
の審議事項は、お願いしておりませんのでゼロ件ということでございます。

2ページ、こういうような状況を踏まえまして「2 規制レビューの見直しの視点」ということで、今回の視点は、この規制シートの作成対象の拡大ということで御議論をいただきたいと思えます。

まず「(1)見直し時期が到来する規制」の関係です。見直し時期が到来する規制については、もとなる法令等のレベルによりまして、大きくア～エの4つぐらいに分けられるのかと、これは、便宜の分け方でございます。

1つ目が、法律に基づくもの、アです。

2つ目が、政令、省令、告示などの法令に基づく規制、これがイでございます。

それから、ウとエは、いずれも法令ではないのですけれども、各所管省庁が発出する通知あるいは各所管省庁の行政機関内部で作られる通達、こういったものです。通知・通達等と称していますけれども、これについて、レベルによって2つあるのかなど。

1つが、本省庁の課長クラス超レベル、つまり、本省庁の課長クラスを超えるクラスの方が発出するもの、これがウでございます。

それから、エは、本省庁の課長クラス以下の方が発出するものがエでございます。

先ほども御説明しましたけれども、最初の取組として、平成27年度に見直し時期が到来するもののうち、今、御説明したア～エのうちエのみを規制シートの作成対象としておりました。

その結果、先ほど御説明したとおり、4件ということでございます。こういったことで、このシートの作成対象範囲の拡大を検討する必要があるのではないかと考えております。

今後の取組の案でございますが、まずは、平成27年度に見直し時期が到来する規制のうち、先ほど御説明した、アイウエのうちのアです。まずは法律。規制シートは、本来、法律から順次作っていただくというものなのですけれども、その本来に立ち返りまして法律からやると。いきなりお願いするというのではなくて、現在、事務局で並行して各省に数の確認をお願いしておりますけれども、まずは、平成27年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律に関係するものの数を数えております。

こういったものをやった上で、当該法律に係る規制シートの作成作業によって、特定の省庁に過度な負担がかかることを確認した上で、まずは平成27年度見直しの法律についてシートの作成を依頼してはどうかと考えます。

その次に、イとウ、つまり、政令、省令、告示あるいは本省庁課長クラスを超える通知・通達等についても、まず、法律の方のシートの作成状況を踏まえた上で拡大というのを検討してはいかがでしょうかと提案いたします。

以上が(1)でございます。

(2)ですけれども、ホットラインの再検討が必要な規制については、引き続き全ての項目について規制シートの作成対象とするのが適切かと考えております。

次が最後ですが「(3)規制改革会議における審議事項に関連する規制」でございます。

こちらにつきましては、先ほど御説明した(1)(2)の状況を見てということだったのですけれども、これは、各府省の過度の負担にならないようにという観点から、そうしてあったのですが、(3)につきましても、各省の負担を勘案して進めるということの前提で、規制改革会議における審議に活用する観点から、来期においては、規制改革会議の審議事項に関連する規制についても、シートの作成対象としてはどうかと提案いたします。

なお、関連する閣議決定が、参考1で3ページ目以降、それから、先ほど御説明した、昨年10月の、この会議における決定につきましては、9ページ目以降に参考2というふうに添付させていただいております。必要に応じて御参照ください。

事務局からの説明は、以上です。

岡議長 ありがとうございます。

事務局の説明の中で、資料1の2ページのアイウエそれぞれについて、27年度に見直し時期がくる規制の数については、まだ手元にはないのですか。

柿原参事官 まだ各府省からの回答が全て出そろっておりませんので、全体の確定した数字はないのですけれども、今のところ、御回答いただいている省庁の法律の数を全て足しますと、現時点で30程度になっております。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に対して、御意見あるいは御質問をいただきたいと思えます。

大崎さん、お願いします。

大崎委員 ありがとうございます。

ちょっと確認を1つしたいのですけれども、見直し時期という話についてですけれども、後ろの方にも載っていますけれども、見直し条項がない場合は、見直し周期を最長5年で設定するという、その話に基づいているのだと思うのですけれども、これとあれは何年度に見直しが来るとかというような、そのリストを各省庁はお持ちなのですかね。

柿原参事官 ただいまの御質問についてお答えいたします。

この見直し時期の設定の取組につきましては、今、お手元の資料1の参考1です。3ページ目になりますけれども、先ほど、御説明した昨年6月の実施計画閣議決定ですが、これに、IIIということで、今回の規制レビューの取組の考え方が書いてあるのですが、その下です。「1 具体的なシステムの考え方」の「(1)見直し基準」の「見直し対象」のところで、今回、どこまでを対象にするかというのを書いてあります。

7行ぐらい説明文があるのですが、4行目ぐらいでしょうか「見直し対象規制には、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』、これは、平成18年の閣議決定なのですが「に基づき規制にかかわる『法律ごとの見直し年度・周期』が設定された規制を含むものとする」と書かれてあります。

このとき、すなわち平成18年の閣議決定に基づきまして、各省庁で所管する規制にかかわる法律についてリストを作っていました。

それにつきましては、内閣府のホームページからも見る事ができまして、各省ごとに何省の法律が、見直し時期が平成何年度ですと書いた表が作られています。

大崎委員 それは、法律の話ですね。今、問題になっている通知・通達等のレベルのものなどは、ちゃんとこの見直し条項がない場合の見直し期限の設定というのに基づいて、皆さん、作っておられるのですかね。

柿原参事官 今、大崎先生がおっしゃったのは、4ページの件だと思いますけれども、これにつきましても、法律の見直し時期が原則として、以下の法令ですね、政令なり、省令なり、告示なり、通知・通達等なりというふうに設定されていると理解しております。

岡議長 いや、大崎委員の質問はそういうことではなくて、各省庁が手元にそういうリストを持っていますかということですね。

大崎委員 はい。

柿原参事官 そういう意味では、直接に、そのリストの提出を求めたことがございませんので、各省庁で持っているかどうか、今の時点では把握しておりません。

大崎委員 私、それを伺ったのは、対象を拡大することは、この前も、私もやった方がいいのではないかと申し上げて、全く賛成なのですけれども、どこを攻めるかというのを決める上で、まず、数字を把握するのがいいのではないかと思ひまして、それこそ、数を数えるだけだったら、そんなに難しい話でなく、各省庁に対して御負担をおかけするというにはならないと思うので、アイウエの、来年度見直し時期が来るのは一体何件ぐらいあるのか、あるいは、全てについて見直し時期はいつあるのかという一覧表ぐらいはもらえないものですかね。

柿原参事官 その件につきまして、先ほどちょっと一部のものについて調査中であると申し上げたのですけれども、これは、見直し対象時期の年度による、例えば、27年度によるのか、28年度によるのか、あるいは省庁によるのですけれども、一部の省庁から、具体的に申し上げますと、実は前回、3月のこの会議で、平成28年度についてどうかという御議論がありました。これは試験的に、先に省庁に調査をかけました。

そうしたところ、大半の省庁は、特に時間もかけずに、何件ということで御報告をいただいたのですが、一部の省庁から、平成28年度というのは、もともと法律が100本以上対象になっていて、それぞれごとに、1つの法律に省庁によっては通達が何千もあると。それで、それぞれごとに規制にかかわるかどうかというのを確認するだけでも相当の時間がかかるので、数を数えることだけでも相当の負担になるのだけれども、それでもやらなければいけないのかというような状況だということでした。あらゆるものに対してすごくコストがかかるということではなくて、おっしゃるように、ほとんどの部分については数を数えるだけですから、それほどコストはかからないと思いつつ、網羅的にやってしまうと、一部にそういう事象が発生するのかなと思っております。

岡議長 大崎委員の御質問に対して納得する答えがまだ出ていないわけです。

実は、私自身、1週間ぐらい前に、アイウエそれぞれの件数を、省庁ごとに一覧表にまとめてほしいと事務局をお願いしているのですが、そう簡単ではないので今日出ていないのでしょう。27年度でも28年度でもいいのですけれども、見直し時期が来るものがどれぐらいあるかというイメージがなければ、皆さん、今日の事務局からの提案でいいという判断はなかなか出しづらいのではないかと思うのですが、刀禰次長、何かありますか。

刀禰次長 今、御指摘のとおりでございます。今回の事務局の御提案は、まずは、法律を調べてみて、早めに依頼をしていかないとだんだん時間が過ぎていきますので、27年度の見直し時期が来ているものですから、もし今期に間に合わなければ来期になるかと思いますが、議論を始めるに当たっては、できるだけ早く把握をした方がいいだろうというこ

とで、少なくとも数が分かったものから順番にということで御提案しております。

今の議長の御指摘はごもっともでございます。補足をいたしますと、法律には、全て見直しの期限なりをつけていただくという形になっているわけです。ただ、規制に当たるかどうかということの判断が、なかなか何をもって規制と思うかということが、必ずしも客観的にクリアーなものではないということもございまして、一応、各省庁の中では、それぞれ法令の担当部局なり、規制の取りまとめ担当部局なりが規制に当たるかどうかという形を判断しておりますが、一つ一つのを判断していくということが必要になってまいります。

その際、特に法律、政省令までであれば、六法にも載っておりますので、どこの省庁でも自らの所管について確認することは、特別難しくないと思っておりますが、それでも数の多い場合には、それなりに特定の部局にあった場合に、一応、これは規制に当たるかどうかをきちんと報告をしていくというのが、一度報告すれば、当該役所に責任がございしますので、やはり、部内的に多少時間がかかるものもございまして、特に下位のレベルになってまいりますと、やはり、一つの法律についていろいろな形で、特に通知まで入れてまいりますと、本当にいろいろなものが出ているというケースがございまして。

そういったものがあるかどうか、そういったものの一覧性をもった整理の状況というのが、現状、霞が関の中でもある程度各省によって状況が異なるというのが、現在の認識でございます。

ただ、今、議長からお話がございましたので、改めまして事務局で、今後の議論のためにも、御指摘のあったような点が、現実に各省はどうなっているのか、少しは時間がかかると思いますが、網羅的にどのような整備状況になっているかということも調べさせていただきながら、その状況を見まして、他方、申し上げました、今回お決めいただくつもりはなかったのですけれども、ある程度早めの時期に作業依頼をしていきませんと、夏以降にまとめて作業依頼をしてしまうと、また、出てくるまでに何か月かかってしまうと、結局、我々の議論に差し支えてくると思っておりますので、ある程度の段階では、そのときの情報をもとに、御依頼することをお願いすることが出てくるかもしれません。

いずれにいたしましても、次回の会議までにできる範囲で調べてみたいと思っております。

岡議長 是非お願いしたいと思えます。

どうぞ。

大崎委員 今回の御説明を踏まえて、ちょっと感想的に申し上げたいのですけれども、何か大変なイメージをお持ちだということが分かったのは分かったのですが、自分たちがやっていることが規制に当たるかどうかの判断を統一したいということになると大変なのだというような趣旨かなと思ったのですけれども、少なくとも、どこの省でも、ある課までのレベルまでいけば、自分たちが何をやっているかは絶対御存じのはずで、過去に出した通知・通達を知らないというようなことは、課のレベルまでいったら、あり得ないはずで

すね。

ですから、まずは、そういう意味で規制をどういうタイミングで見直すことになっているかというのを課レベルで申告してもらえば、そんなに難しいはずはないと思うのですが、そうはいかないのですかね。だから、それを査定しなければいけないから難しいということをおっしゃっているのですか。

刀禰次長 実情をちょっと把握してみないといけないと思います。まさに役所によって、多くの役所はそれなりのことを把握されていると思いますが、他方、今の国の文書管理の仕組み等になりますと、法令に関しては、基本的に当然全てきちんとできておりますけれども、通知・通達の類いというのは、特に課長以下のレベルになりますといろいろなものが出ております。それを統一的に一つのところにファイルするような仕組みになっております。年度別、案件別に文書を管理するという仕組みになっておりますので、時々ございますのは、担当者に聞いてみてこうだったと、しかし良く見たら、しばらく前のこういう通知もあって、これが必ずしも生きていますかどうかという議論をしなければいけないというケースはございます。

ですから、法令であれば、存置期限というのは明確なのですが、通知などであれば、これが一時的な通知なのか、まだ生きていますものなのかというのは、法令と違って客観的な判断基準が必ずしもないと、そのときこうしてくださいと申し上げているというのが、今、生きていますかどうかというのが、現実にはございます。

ですから、そういうものも含めて、一度登録する限りには、少なくとも所管省庁としては規制のある通知であると認めたということになりますので、恐らく、過去にやっていなかった場合には、やっている省庁も多いと思いますけれども、やっていない省庁が現実にあるようですので、その場合には、多少時間がかかるという趣旨でございます。

岡議長 今のやりとりで、皆さん、何だという思いがしていると思いますけれども、ただ、27年度に見直し時期が到来する課長以下の通知・通達、いわゆるアイウエの工は、今期4件になっているわけです。4件だからすぐ出てきたのかもしれませんが、私が事務局から聴いているのは、28年度はどうか事前に調べてもらったら、ある省に110件ぐらい集中しているということでした。もともと規制レビューは、規制のことを一番良く分かっている所管省庁の積極的、自発的な改革を求めようではないかということでスタートしているわけですから、今、どんなものがレビューの対象としてあるのかということが分かっているなければお話にならないわけでございます。是非、アイウエ全部でなくても、できるところだけでもいいから、次の会議までにリストアップするようにトライしてください。そのデータがないと、来期どれをやるかという議論にならないと思います。

それでは、資料1の2ページの「規制レビューの見直しの視点」の3項目のうち、2番目のホットライン提案のうち再検討が必要な規制と、3番目の規制改革会議の審議事項に関連する規制についてはいかがでしょうか。これでもよろしゅうございますか。

そうすると、あとは1番目の「見直し時期が到来する規制」について、データをそろえて

から、もう一度皆さんの御意見を伺うということにいたします。

浦野さん、どうぞ。

浦野委員 今話を聞いて、ますます時間をかけてほしいなと逆に思うようになったのですが、やはり、これだけのものがある、単純にまだ規制が必要かどうかということだけではなくて、やはり、みずから考えるのであれば、少なくとも、それが、いわゆる経済的規制なのか、あるいは社会的な規制なのか、あるいは、許可制なのか、届出制なのか、そういったぐらいの分類がないと、我々も何件とデータだけでもらったって、それを一々読まなければいけないわけですね。

例えばの話ですけれども、経済的なもので、しかも許可制であれば、我々は、まず、そういったところを重点的に見ていけるとか、そういった仕様がないと、単純に数字だけ出されても困るので、変な言い方ですけれども、ある意味、ここは時間をかけてもらう覚悟をしていただかないと、会議全体というか、あるいは国民目線で見るときに、何をホットラインに挙げればいいのかということも分からない部分が出てくると思うのです。そういう意味で、各省の方々に覚悟を固めてもらえればいいのかと思うのですけれども。

岡議長 ありがとうございます。

今、浦野委員からお話がありましたように、数だけではなく、さらにもう少し突っ込んだようなものができあがればベターであるということは間違いのないわけですけれども、いきなりそこまでできるのかどうか、ちょっと分かりませんが、少なくともアイウエ別に、27年度若しくは28年度に見直し時期の来るものが何件あるのかぐらいはミニマムとして確保していただくようお願いいたします。

林さん、どうぞ。

林委員 今までのやりとりの中で、ちょっと耳を疑ったことがあります。規制の管理状況が年度別、案件別、どの通知が生きているか確認するのに時間がかかると。それでは、行政をなさっている当事者がそんな状況、お店で言ったら、棚卸も何もできていない状態なのですね。消えた年金問題を思い出したのですけれども、規制のベースになっているものが、そもそもそんな状態だということが、もし、それが真実であるとする、それ自体ゆゆしい問題だと思うのです。

これは、感想なのですが、各省に求める確認の対象としては、規制の中では、見直し時期が明文で書かれてないものの方が問題だと思います。そして、それについては、平成18年から5年周期ということだそうなので、そうすると、2016年、平成28年のところでは、区分の見直し時期が書かれていないものが、一斉に28年のところには出てこなければいけないわけですね。

ということは、見直し時期がないものを、まず、全部見れば、それは、全部平成28年見直し対象にならなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

岡議長 そうだと非常にすっきりするのですけれども、実態はどうか。

柿原参事官 実態としては、今、林先生がおっしゃったように、全ての法律なり、規制

なりに見直し時期が明文化されているわけではないです。

さらに言いますと、最近というか、新しい法律は、法律案を作る際に、原則として、そういった見直し時期を入れるということで立案するということになっておりますので、最近の法律は、附則などで、いついつに見直すと書いてあるのが多いです。

今回もそうなのですが、平成何年度に見直しする時期、法律がどうなるかという話ですが、それは、やはり、各省のそれぞれの法律ごとに、各省としては、この法律は何年度という整理をされているようなので、その他のものが全部28年になるというわけでは必ずしもなくて、様々だとしか言いようがないということでございます。

林委員 確認なのですが、4ページの「法令等に『見直し条項』がない場合の見直し期限の設定」とありまして、規定がないものの見直し周期は、最長5年と書いてありますけれども、違うのですか。

岡議長 お願いします。

柿原参事官 これは、昨年の閣議決定で、見直し周期がないものについて最長5年で設定すると決めたということでございます。

他方で、その作業自体について、特段いつまでというのを、ここは閣議決定の読み方ですけれども、明示的なそれ自体の期限がないので、それは多分順次、各府省の方で設定をされていると理解はしておりますけれども、そういうことだと思います。

岡議長 林さん、御理解いただけましたか。

林委員 すみません、理解できません。

岡議長 できませんよね。事務局、平成18年というタイミングと、それから、昨年の閣議決定ということと、それで、どういう期限設定をするかということについて、もう一度、分かりやすく説明していただけますか。

柿原参事官 失礼しました。先ほど、御説明したのは、平成18年に一度、各府省の方で網羅的に法律ごとの見直し期限を設定していただきました。

その後、平成18年から時間がたって、昨年に至っているわけですが、昨年の段階では、平成18年の設定は設定として、それが、昨年の段階でも妥当だということであれば、そのまま、それが有効になっております。

それで、平成18年のときに、何らかの事情で設定されていなかったものにつきましても、昨年の閣議決定に基づいて、新たに設定をするようにという決定でございます、その場合の周期が最長5年だということでございます。

岡議長 どうぞ。

大崎委員 私は、まさにそういう理解だったものですから、去年閣議決定されているので、全てのものについて見直し時期が設定されているはずだと思ったので、だから、各年度に来るものの数が分かりませんかという質問をしたわけなのです。

ただ、さっきおっしゃったのは、その閣議決定自体にいつまでにやるというのがないからということをちょっとおっしゃったので、もしかしたら、期限はまだ設定されていない

可能性があるということですか。

柿原参事官 おっしゃるとおりでございます。

岡議長 どうぞ。

刀禰次長 私が申し上げたかったのは、そういった点の実情も含めて、改めて確認しなければいけないということで、実は、昨年の閣議決定、私も後から見たのですけれども、端的に言えば、作業のスケジュールが決まっておりません。

ですから、例えば、今回の規制レビューなども、この規制改革会議でお決めいただいて、具体的に作っていったのですけれども、この部分について見直し期限をいつまでに設定するという閣議決定になっておりませんので、そういう意味ではそのフォローをしていくということも我々の責務だと思いますので、今回あわせて、これまで数か月ちょっとやっていなかった点は大変恐縮ではございますけれども、そういった点の設定状況も含めまして、改めて確認をしながら、各年度の状況はどうなっているか、可能な限りで次回までに調べてみたいと思っておりますということでございます。

岡議長 林さんの表情で大変御不満なことは良く分かります。どうも実態はスカっとしていないというか、表現は良くないですけれども、相当いい加減なところがあるようです。

したがって、今わあわあ言っても仕方ないので、私どもとしては、規制レビューを進めていくことによって、その基本となる見直し期限の設定も含めた改革に取り組んでいくということにしたいと思えます。現状はもう御不満の状態なのです。

どうぞ。

林委員 この規制改革会議に入って、何でこんな不合理な規制が、しかも明文にもないものが何十年も続いているのだろうということをたびたび経験してきました。そのこと自体、この会議に入って初めて分かったことなのですが、今、その理由が1つ分かったような気がします。一旦、政策に報酬インセンティブをつけて始めたら、そのときに政策に合理性があっても、その後、見直さないから既得権益化して、40年も50年も続いていると、これが諸悪の根源ではないかと思いました。

以上です。

岡議長 私が事務局から聴いている限りでは、平成18年には、そういう問題意識があったので閣議決定が行われた。でも、そのとおりにいかない部分があったので、また、昨年閣議決定されたということで、そちらに向かった動きはあるのでしょうかけれども、今、林さんにまとめていただいたような現状だと思います。これから私ども規制改革会議がその部分に刺さっていくきっかけとして、規制レビューの効果が出てくるのではないかと思います。

事務局も、各省庁相手にいろいろ大変だと思いますけれども、できるだけ早く、少なくともアイウエ別の27年度中の見直しが何件あって、場合によっては28年度見直しが何件あるのかぐらいのデータを入手できるように努力していただきたいと思えます。

刀禰次長 今、議長の御指示のとおり、しっかりと努力をさせていただきます。

一点、あらかじめ、我々が今、問題意識で持っていることを申し上げますと、法律、政令、省令等であれば、比較的、法令ですので、規制かどうかということも判断をしやすいですし、容易なのですけれども、現実には、恐らく出てきたものを、また精査していくことが必要になると思います。

例えば、今期のあるワーキング・グループの中で出てきた議論が、名前はガイドラインとついているのですけれども、飽くまでも先進的事例をお示ししたものだということをやっているものが、民間の方からすると規制に見えると。それで、議論しましたところ、所管省庁はこれは規制ではないと明確におっしゃるのですが、やはり、民間の事業者の方から見れば規制であるという形で、我々はそれを取り上げて、今回、その見直しについても議論をしております。

ですから、そういう意味では、規制という言葉の範囲というものが、もちろん、いろいろな意味で、社会保障制度が規制だと思っている方もいたり、税制が規制だと思っている方もいますけれども、それは、さて置いたとしても、狭い意味での民間の経済活動を縛る国が定めたルールということにした場合も、当然、どこが本当に縛っているのかという実情を見れば、まさに、今回見てみようと思ったら、課長以下の通達の話もございませぬけれども、なかなか本当の意味での外延は分かりませんが、とりあえず、今回は閣議決定に則った形で各省庁の作業状況はどうなっているかということを確認し、数についてもできる限りお示しできるようにしたいと考えておりますが、また、その結果を見ていただいて御議論いただければと思います。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2は「規制改革ホットライン」でございます。資料2について、事務局から説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。資料2を御覧ください。

まず「1. 受付件数」となっておりますが、平成25年3月22日から本年の4月3日まで、受付件数の累計は3,432件でございます。

次に「2. 所管省庁への検討要請状況」ということで、4月15日現在のものを取りまとめてございますけれども、規制改革会議への前回の報告、本年3月25日ですけれども、それ以降、所管省庁に要請した件数は、全部で12件でございます。

内訳ですけれども、健康・医療ワーキング・グループ関連、農業ワーキング・グループ関連がそれぞれ1件、投資促進等ワーキング・グループの関連が9件、地域活性化ワーキング・グループ関連が1件でございます。累計では1,907件検討要請をしているということになってございます。

それで、注3にありますとおり、1,907件のうち所管省庁から回答があったものは、これまで1,822件ということでございます。内訳は、対応59件、検討に着手184件、検討予定351件等々となっております。これにつきましては、内閣府ホームページで提案内容と所管

省庁の回答を公表済みでございます。

今回、新たに検討要請いたしました12件につきましては、ワーキング・グループごとに提案事項名を記載しました資料を次ページ以下に添付してございますので、あわせて御参照ください。

私からは、以上です。

岡議長 ありがとうございます。

座長の佐久間さん、コメントあったらお願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。今回の中では、エネルギーミックスの中でベースロード電源、なおかつ再エネということで、ある意味、優等生と言われている地熱関係が、この投資促進等ワーキング・グループ関係ということで、全部で4件出ています。

それで、この資料の2枚目の9番というもの、空中物理探査、これは地熱がどこにあるかというのをヘリコプターで空中から探査するのですが、猛禽類の営巣期間への配慮ということで、実際、ありそうなところをヘリコプターが飛ぶのが8月から10月しか飛べないというのが、環境省の監督で規制されていると。これだと、なかなか地熱が拡大しないと、こういうことでの問題意識から提案が出ていると、こういうことでございます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

本件につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

事務局、手元にデータがあったら教えてほしいのですけども、1,907件の内訳については脚注に説明してありますが、私の関心は、今期の530件について、例えば、関係省庁の対応が、前期までと比較して、例えば少し改善の兆しが見えるとか、そういうような評価をくだせるような何かデータの的なものがあれば教えていただきたいのですが、お願いします。

刀禰次長 申し訳ございません。今、手元に持っていないようでございますので、次回にこの様式をお示しするときに、今の議長の問題意識が分かるような整理を試みたいと思います。

岡議長 よろしく願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議題は、これをもって終了いたしました。

事務局、補足があれば、お願いいたします。

柿原参事官 次回の会議につきましては、5月18日に開催を予定しております。詳細については、改めて事務局から御連絡いたします。

岡議長 ありがとうございます。それでは、これにて会議を終了いたします。